

議案第 4 号

議案「訴えの提起について」に対する意見について

以下の理由により、議案「訴えの提起について」に対する意見案を別紙のとおり提出する。

平成30年10月11日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

知事が、沖縄県議会に提出予定の教育に関する事務について定める議案を作成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき教育委員会の意見を求めていることから、これに回答する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場
合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(別紙)

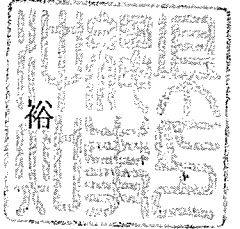
議案「訴えの提起について」に対する意見

議案「訴えの提起について」については、異議ありません。

教人第1284号
平成30年10月11日

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案について、貴委員会の意見を求めます。



